

平成4年3月31日  
保険発第38号  
庁文発第1244号

各都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長殿

厚生省保険局保険課長  
社会保険庁運営部保険管理課長  
保険指導課長

## 外国人に対する健康保険の適用の適正化について

標記については、事業運営通知等により特段の御配慮をお願いしてきたところであるが、平成四年一月十六日付けで総務庁長官から厚生大臣に対し、「外国人の就労に関する実態調査結果に基づく勧告」(別添)が行われ、外国人の適用漏れについて適切な改善措置を講じることが求められているところである。

これを受け、外国人に対する適用の適正化については、次のとおり、今後とも貴管下社会保険事務所の指導に万全を期すとともに、貴管下健康保険組合(貴都道府県下に所在する厚生大臣が管轄する健康保険組合を含む。)に対する周知指導方につき、特段の御配慮を願いたい。

なお、厚生年金保険の適用の適正化についても同様であるので、併せて御了知願いたい。

### 第一 外国人に対する適用の基本原則について

適法に就労する外国人に対しては、短時間就労者も含めて日本人と同様の取扱いをするものであることから、適用事業所と実態的かつ常用的な使用関係のある被用者については、被保険者資格取得届の届出漏れ及び届出誤りのないよう適用の徹底を図ること。

### 第二 事業主に対する指導について

前記の基本原則にしたがって外国人に対して適用を行い、外国人の届出漏れや届出誤りを防止するためには、事業主及び外国人に対する指導や広報等を通じた啓発活動が重要であること。

事業主に対しては、具体的に以下のような指導を行うこと。

- (1) 外国人を雇用する場合には、当該外国人に対し、我が国の社会保険制度について十分説明を行うこと。

特に、保険料の源泉徴収方式等制度の内容について具体的に説明すること。

- (2) 常用的使用関係にある外国人については、被保険者資格取得届の届出漏れ等がないよう十分に留意すること。

なお、外国人の就労に関して市町村から情報提供があった場合、これを有効に活用し、これらの指導を行うこと。

### 第三 指導及び広報の方法について

前記の指導方針に基づく事業主及び外国人に対する指導、広報等については、

- (1) 新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等各種講習会・説明会における事業主への指導
- (2) 外国人の就労者が多いと見られる業種や地域での重点的な説明や個別指導の実施
- (3) 総合調査時等における重点的な指導
- (4) 地方自治体の広報、社会保険広報、健康保険組合及び関係団体での広報等の各種の機会を捉えて具体的に適用の周知徹底と届出の励行に努めること。

なお、事業主の理解を深めるための広報用パンフレットを別途送付する予定であること。

別添 略